

令和4年5月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和4年5月25日(水) 開会 15時00分 閉会 16時20分

2 場 所 福井市役所8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏
少年対策参事官 松倉 伸雄
教育次長 坂下 哲也
図書館統括館長 小倉 敏之
教育総務課長 諏訪 光宏
学校教育課長 坪川 修一郎
保健給食課長 木下 武明
生涯学習課長 山本 桂一郎
スポーツ課長 塩見 伸治
文化財保護課長 天谷 賢一
図書館長 中野 裕三
調整参事 竹内 稔彦
教育総務課 副課長 新井 敏男
教育総務課 課長補佐 廣部 嘉寛
教育総務課 主幹 内田 佳邦

4 議 題

議 案

第2号議案 市議会定例会提出議案（令和4年度福井市一般会計補正予算）に同意することについて

第3号議案 市議会定例会提出議案（土地の取得について）に同意することについて

第4号議案 福井市文化財保護委員の委嘱について

第5号議案 市指定文化財の指定解除について

第6号議案 福井市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

第2号報告 専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて

- 第3号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第4号報告 専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第5号報告 専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第6号報告 専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第7号報告 専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第8号報告 専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第9号報告 専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第10号報告 専決処分（福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第11号報告 専決処分（福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて

報 告

- (1) 福井市奨学資金規則の一部改正について
- (2) 福井市フットボールセンター（仮称）の整備計画について

5 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 木村 委員 多田 委員
- (4) 議事の要旨

教育長

まず、第2号議案と第3号議案について、市議会上程前につき、非公開を要する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいが、御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

御異議ないようなので、第2号議案と第3号議案については非公開とする。非公開の案件については、後ほど審議する。

それでは、第4号議案（福井市文化財保護委員の委嘱）について、事務局から説明を求める。

事務局

（文化財保護課長）

福井市文化財保護委員の任期が5月31日をもって満了となるため、福井市文化財保護条例第12条の規定に基づき候補者を選出したので、教育委員会の同意を求める。対象となる委員は、10名全て再任となる。

なお、候補者の藤田氏について、学芸員とあるが正しくは文化財調査員である。また、戸田氏が新任とあるが、正しくは再任である。2箇所の訂正をお願い

いする。

調査員の任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までである。

教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。

教育長

戸田氏は、福井に関係のある人か。

事務局

(文化財保護課長)

福井の人で、元は県立美術館の学芸員であった。

教育長

それでは第4号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

第4号議案について原案のとおり承認することとする。

教育長

次に、第5号議案（市指定文化財の指定解除）について、事務局から説明を
求める。

事務局

(文化財保護課長)

指定解除するのは、市指定文化財 史跡 在田二号墳である。
理由としては、昨年7月の大雨により墳丘の一部が崩落し、復旧が難しい状
況にあるためである。

史跡は、昭和55年当時、清水町が指定し、福井市が引き継いでいる。

昨年7月に崩落して以降、8月から9月にかけて応急的に養生した。

住民の安全を確保する工事を進めるため、11月、臨時福井市文化財保護委
員会を開催し、市指定史跡を解除することについて承認を得ている。

3月には、自治会長及び地権者から指定解除の承認を得ており、教育委員会
の同意を求める。

なお、現地保存は難しいとしても、地元の貴重な遺産であるため、工事に当
たっては復元も視野に入れた発掘調査を実施し、石室の移築についても検討し
ていく。

教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。

春木委員

市指定文化財の指定解除のデメリットは。

事務局

(文化財保護課長)

市指定文化財であれば、復旧が原則である。ただ、復旧が難しいため、地元
としても残念ではあるが、安全面を考慮して指定を解除することに同意してい
ただいている。

春木委員

復旧には地元負担もあるのか。

事務局 (文化財保護課長)	国の補助なども考慮しなければならないが、地元負担もある。
教育長	石室を移築した場合、新たに指定することは可能か。
事務局 (文化財保護課長)	新たな指定については、文化財保護委員とも協議しており、移築先にも関係する。移築先が決まり次第、話を進めていきたい。
教育長	それでは第5号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。
	— 異議なしの声 —
教育長	第5号議案について原案のとおり承認することとする。
教育長	次に、第6号議案（福井市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）について、事務局から説明を求める。
事務局 (図書館長)	「心身障がい者用ゆうメール」を利用した貸出資料の送付を実施するため、規則に郵送貸出の条文を追加することに、教育委員会の同意を求める。 この規則は、令和4年6月1日から施行する。
教育長	ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いする。
春木委員	心身障がい者用ゆうメールは普通のゆうメールと比べて安いのか。
事務局 (図書館長)	通常のゆうメールは重量150gまで180円、心身障がい者用ゆうメールは重量150gまで92円、約半額となる。
多田委員	規則に「身体の障がい等により来館が困難な者」とあるが、適用についてはどのように判断するのか。
事務局 (図書館長)	この規則とは別に「福井市図書館の障がい者貸出実施要項」を設けており、身体障がい者手帳等の等級で判断するよう定めている。
教育長	それでは第6号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。
	— 異議なしの声 —
教育長	第6号議案について原案のとおり承認することとする。

教育長 次に第2号報告 専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を求め
ることについて、事務局から説明を求める。

事務局 福井市通学区域審議会委員の委嘱について、4月1日付けで専決処分したの
（学校教育課長） で、その承認を求めるものである。
新任の3人については、所属団体の役職就任に伴い、前任者の任期を引き継
いだものである。
委嘱期間は、委嘱中の委員も含め、令和4年7月31日までとなっている。

教育長 ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いする。

— 特に意見なし —

教育長 それでは第2号報告について、報告のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長 第2号報告について報告のとおり承認することとする。

教育長 次に第3号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求
めることについて、事務局から説明を求める。

事務局 福井市結核対策委員会委員の委嘱について、5月1日付けで専決処分したの
（保健給食課長） で、その承認を求めるものである。
福井市保健所長であった後藤氏の退職に伴い、新任の佐藤氏を委嘱した。
委嘱期間は、令和4年5月1日から令和5年3月31日までである。

教育長 ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いする。

— 特に意見なし —

教育長 それでは第3号報告について、報告のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長 第3号報告について報告のとおり承認することとする。

教育長 この後は、委員の委嘱に関する専決処分が続くため、まとめて報告させてい
ただく。
まず、第4号報告と第5号報告、専決処分（福井市学校給食運営委員会委員
の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局
(保健給食課)

福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について、4月1日付け、5月17日付けで専決処分したので、その承認を求めるものである。

4月1日付け専決処分の4名、堤氏、永廣氏、小辻氏、斎藤氏については、人事異動に伴い、前任者の任期を引き継いだものである。

委嘱期間は、前任者の残任期間の令和5年6月30日までとなっている。

5月17日付け専決処分の3名、津田氏、野嶋氏、堀川氏については、市議会の人事の変更に伴い前任者の任期を引き継いだものである。

委嘱期間は、前任者の残任期間の令和5年6月30日までとなっている。

現在委嘱中の委員も含め、14名となっている。

教育長

続いて、第6号報告から第9号報告、専決処分(福井市社会教育委員の委嘱)の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局
(生涯学習課長)

福井市社会教育委員の委嘱について、4月1日付け、4月26日付け、5月17日付け、5月21日付けで専決処分したので、その承認を求めるものである。

社会教育委員は、昨年6月の定例教育委員会で承認いただき、16名に委嘱しているが、うち5名から所属団体の役職変更に伴い辞職願が提出された。

今回、所属団体から新たな委員の推薦があったため、委嘱したものである。

4月1日付け福井市小学校長会から鈴木氏、4月26日付け福井市公民館連絡協議会から中村氏、5月17日付け福井市議会から下畑氏と八田氏、5月21日付け福井市PTA連合会から福田氏を委嘱している。

任期は、全て前任者の残任期間の令和5年6月30日までとなっている。

教育長

続いて、第10号報告と第11号報告、専決処分(福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱)の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局
(スポーツ課長)

福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、4月1日付け、4月11日付けで専決処分したので、その承認を求めるものである。

4月1日付け福井市中学校保健体育研究部から野路氏、4月11日付け福井地区中学校体育連盟から伊予氏を、それぞれの所属団体の役職変更に伴い委嘱している。

委嘱期間は、どちらも前任者の残任期間の令和5年8月31日までとなっている。

教育長

第4号から第11号報告に対して、御意見、御質問等があればお願いします。

— 特に意見なし —

教育長

それでは第4号から第11号報告について、報告のとおり承認することで御

異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

第4号から第11号報告について、報告のとおり承認することとする。

教育長

次に、報告（1）福井市奨学資金規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局

（学校教育課長）

令和4年度の機構改革に伴い、福祉保健部が福祉部と保健衛生部に分かれたため、福井市奨学資金審査委員会の委員である「福祉保健部長」を「福祉部長」に改めたものである。

施行日は令和4年4月1日である。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

春木委員

この奨学資金は、いつからの制度で、誰が対象で、どのくらい利用されているのか。

事務局

（学校教育課長）

制度は昭和51年に制定されている。対象は、高校進学を支援するためのものである。現在は県に同様の制度があり、この制度の利用者はいない。

教育長

この制度の支援額は。

事務局

（学校教育課長）

一人当たり50,000円となっている。

教育長

この制度の周知はしているのか、今後の利用についてはどのように考えているのか。

事務局

（学校教育課長）

特に周知はしていないが、県が公立校の授業料相当の年額118,800円を補助しているので、そちらを利用していただくよう案内している。

春木委員

県の制度があるなら、市の制度は廃止してもよいのではないか。

事務局

（学校教育課長）

今後の在り方については、廃止も含めて検討する。

教育長

次に、報告（2）福井市フットボールセンター（仮称）の整備計画について、事務局から説明を求める。

事務局
(スポーツ課長)

福井市フットボールセンター(仮称)について、令和3年度末に実施設計が終了し、完成予想図ができたため教育委員会にお示しする。

長年の使用による天然芝の劣化に伴い、人工芝のグラウンドに改修し、利用環境の改善と利用者数の増加を図る。

このほか、クラブハウスやナイター照明を整備し、日本サッカー協会の助成金の要件を満たすものとなっている。

総事業費は、997,000千円、そのうち国庫交付金など補助金の合計は376,000千円である。

クラブハウス等の第1期工事は、7月に入札、令和5年4月の完成を見込んでいる。第2期工事は、グラウンドやナイター照明の工事を予定しており、9月に入札、令和5年12月の完成を見込んでいる。

供用開始は、準備期間を考慮し、令和6年3月を予定している。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

— 特に意見なし —

教育長

(第2号議案と第3号議案については、結果も含め非公開)

教育長

予定していた審議事項は以上だが、その他、プールの運用について、事務局から説明を求める。

事務局
(保健給食課長)

学校のプール学習について、コロナ過を受けて令和2年度と3年度は休止していたが、令和4年度は、感染状況を注視しながら国のガイドラインを踏まえて再開する。

各学校へは通知済みで、早いところでは6月初旬からスタートする。

もう一つ、生徒のマスクの着用についても、屋外で十分な距離が確保できれば不要であると、昨年度中に各学校へ通知済みである。

これから温度や湿度が上がる状況において、体育や部活動でのマスク着用について、文科省の通知を踏まえて適切に対応していきたい。

事務局
(スポーツ課長)

学校プールの開放について、令和2年度と3年度は新型コロナウイルス感染症防止のため夏休みの学校プールの開放を中止していたが、令和4年度は感染対策を実施した上で開放する。

市内50校を10グループに分け、7月21日から8月6日までの期間中、グループ内の1校を毎日順番に開放する。

時間は13時から16時まで、25分ごとに5分間の休憩時間を設ける。

監視員3名、受付1名の体制で、気温が35度を超える日は中止とする。

新型コロナウイルス感染症の特別警報が発令された場合も中止とする。

プール内は50人程度、更衣室は5人程度の人数制限を設け、制限をした場合は利用時間を1時間として、密にならないよう指導していく。

開放日以外の利用申請があった場合、利用団体の責任のもと、一定の条件を設けて利用を許可したいと考えている。

教育長

児童がグループ内の他校のプールに自転車で行くことはよいのか。

事務局

(スポーツ課長)

グループ内でも他校のプールへは保護者の送迎が必要である。

教育長

森田など利用者が多いところは、人数制限がかかり時間が短くなるのでは。

事務局

(スポーツ課長)

人数制限をした際は、1時間の利用制限を設けて、できるだけ多くの方に利用していただけるよう配慮したいと考えている。

宮郷委員

児童館が、開放日以外にプールを使用したい場合は。

事務局

(スポーツ課長)

児童館の職員が、プールの監視等、責任を持って運営していただけるなら、スポーツ課に事前に申請していただきたい。

木村委員

監視員は、プールの監視のほか、更衣室の密も監視するのか。

事務局

(スポーツ課長)

監視員はプールの監視を行い、更衣室の密の管理は受付の者が行う。更衣室が混雑する場合は、体育館を利用し、そちらにも人を配置する。
PTAにも、PTA総会時に新旧会長等へ説明し、事前に了解を得ている。

教育長

他にはないか。

多田委員

学校訪問について、2週間以内に県外に行った場合、何日か間を空ける等のルールはあるか。

事務局

(学校教育課長)

特にルールはないが、ご自分の体調を考慮して訪問していただければよい。

教育長

他になければ、最後に事務局から次回の日程についてお願いする。

事務局

次回の定例教育委員会について、6月29日(水)15時から、場所は福井市役所8階第3委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。

教育長

以上をもって会議を終了する。

令和4年6月29日

署名委員 多田 和博

署名委員 木村 敦子

会議録作成職員 内田 佳邦